

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 19    | 予防接種(B類疾病)に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、予防接種(B類疾病)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県宇佐市長

## 公表日

令和6年7月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 予防接種(B類疾病)に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 予防接種法等の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。<br>①予防接種(B類疾病)の実施及び接種履歴の管理<br>②予防接種の実費徴収事務<br>③健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答<br>④健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 |
| ③システムの名称                 | 1. 健康管理システム<br>2. MICJET番号連携サーバ<br>3. 中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| (1)健康増進管理情報ファイル          |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表の14の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会の根拠】<br>・番号利用法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法第19条第8号主務省令」という。)第2条の表25,27,28,29の項<br>・番号利用法第19条第8号主務省令第27,29,30,31条<br>【情報提供の根拠】<br>なし  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 福祉保健部 健康課  |
| ②所属長の役職名                 | 健康課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1<br>Tel 0978-27-8103 mail:soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 福祉保健部健康課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1<br>Tel 0978-27-8137 mail:kenkou04@city.usa.lg.jp   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月28日 | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                            | 0978-32-1111  | 0978-27-8101  | 事後   |           |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ                        | 0978-32-1111  | 0978-27-8137  | 事後   |           |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か                         | 平成27年10月1日時点  | 平成31年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か                         | 平成27年10月1日時点  | 平成31年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>4. 情報ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠                 | 【情報照会の根拠】<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号  | 【情報照会の根拠】<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号  | 事後   |           |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                            | mail:soumu04@city.usa.oita.jp   | mail:soumu04@city.usa.lg.jp   | 事後   |           |
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ                        | mail:kenkou04@city.usa.oita.jp  | mail:kenkou04@city.usa.lg.jp  | 事後   |           |
| 令和3年9月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か                         | 平成31年4月1日時点   | 令和3年4月1日時点  | 事後   |           |
| 令和3年9月1日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か                         | 平成31年4月1日時点   | 令和3年4月1日時点  | 事後   |           |
| 令和6年7月24日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                              | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の10の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表の14の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条   | 事後   |           |
| 令和6年7月24日 | I 関連情報<br>4. 情報ネットワークシステムによる情報連携<br>①実施の有無<br>②法令上の根拠       | 実施しない<br>【情報照会の根拠】<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の17,18及び19の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条<br>【情報提供の根拠】<br>なし | 実施する<br>【情報照会の根拠】<br>・番号利用法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法第19条第8号主務省令」という。)第2条の表25,27,28,29の項<br>・番号利用法第19条第8号主務省令第27,29,30,31条<br>【情報提供の根拠】<br>なし | 事後   |           |
| 令和6年7月24日 | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                            | 総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1<br>Tel 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp  | 総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1<br>Tel 0978-27-8103 mail:soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp  | 事後   |           |
| 令和6年7月24日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か                         | 令和3年4月1日時点  | 令和6年4月1日時点  | 事後   |           |
| 令和6年7月24日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か                         | 令和3年4月1日時点  | 令和6年4月1日時点  | 事後   |           |
| 令和6年7月24日 | IV リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か |   | 十分である   | 事後   |           |